

大網白里市告示第 2 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域、同法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準、振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 付表第 1 号の規定による特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域並びに同規則別表第 2 の備考の 1 及び 2 の規定による道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間を次のとおり定める。

平成 25 年 1 月 1 日

大網白里市長 金 坂 昌 典

- 1 法第 3 条第 1 項の規定による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により同項第 1 号に規定する用途地域として定められた地域とする。
- 2 法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 時間及び区域の区分ごとの規制基準は、別表第 1 のとおりとする。
 - (2) 別表第 1 に掲げる第 1 種区域及び第 2 種区域の区分は、別表第 2 のとおりとする。
 - (3) 別表第 1 に掲げる第 1 種区域及び第 2 種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における基準値は、同表に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値を基準値とする。
 - ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
 - イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所
 - ウ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - エ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

- 3 振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定による特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域は、別表第2に掲げる第1種区域に該当する区域及び第2種区域に該当する区域とする。
- 4 振動規制法施行規則別表第2の備考の1及び2の規定による道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 振動規制法施行規則別表第2の備考の1に規定する道路交通振動の限度に関する区域は、別表第2に掲げる第1種区域に該当する区域及び第2種区域に該当する区域とする。
- (2) 振動規制法施行規則別表第2の備考の2に規定する昼間及び夜間の時間は、別表第1に掲げる昼間の時間及び夜間の時間とする。

別表第1

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

別表第2

区域の区分	該当地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

備考 この表において「第1種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」及び「準工業地域」とは、都市計画法第8条第1項の規定により同項第1号に規定する地域として定められた地域をいう。